

「海外ダブル定額」提供条件書

1.概要

「海外ダブル定額」(以下「本サービス」といいます。)とは、海外でデータ通信が定額でご利用いただけるサービスです。

2.提供内容

- 海外でデータ通信を行う場合、通常は 1,024 バイトごとに 1.6 円の従量料金がかかりますが、本サービス利用時の 1 日あたり*1 のオプション機能使用料は下表のとおりです。

従量料金の料金額 (データ量換算)	本サービス利用時のオプション機能使用料
0 円以上 1,980 円以下 (0~約 1.21MB のご利用)	従量料金の料金額
1,981 円以上 40,000 円以下 (約 1.21MB~約 24.4MB のご利用)	1,980 円
40,001 円以上 41,000 円以下 (約 24.4MB~約 25.0MB のご利用)	従量料金の料金額から 40,000 円を差し引いた額に 1,980 円を加算した額
41,001 円以上 (約 25.0MB~のご利用)	2,980 円

*1:日本時間の午前0時00分00秒から午後 11 時59分59秒までの間を1日とします。

- au 海外放題拒否オプションの申込み手続きが完了している場合に限り、本サービスを利用できます。

3.重要事項

- 本サービスのオプション機能使用料に、消費税相当額はかかりません。
- 本サービスに関するその他の提供条件については、KDDI/沖縄セルラー(以下、併せて「当社」といいます。)の WEB ページに定めるところによります。

■本提供条件書について

- ・ 当社の UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 77 条(提供条件書等)に基づいて本提供条件書を定めます。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款その他当社の各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。)の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026年4月15日 初版作成